

斜里町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

斜里町

目次

I	計画の基本事項	1
1	計画策定の目的	1
2	これまでの経過	1
3	計画の策定	2
II	新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
II - 1	新型インフルエンザ等の特徴	4
II - 2	対策の目標と戦略	4
II - 3	計画における発生段階の取扱い	4
II - 4	対策の基本的考え方	6
II - 5	対策実施上の留意点	8
II - 6	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
II - 7	対策推進のための役割分担	10
II - 8	行動計画の主要6項目	12
III	各段階における対策	22
III - 1	未発生期	22
III - 2	海外発生期	25
III - 3	国内発生早期	28
III - 4	国内感染期	32
III - 5	小康期	37
	(別添) 特定接種の対象となる業務・職務について	39
	(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	40
	(付属資料) 用語解説	43

I 計画の基本事項

1 計画策定の目的

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

そこで、平成25年4月13日、「新型インフルエンザや新感染症」（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行されました。また、「新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されています。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、斜里町（以下「町」という。）全体の態勢を整備するため、斜里町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町計画」という。）を定めます。

2 これまでの経過

(1) 国における取組

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「特措法」を制定したものであり、「感染症法」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

(2) 北海道における取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)11月に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成21年(2009年)に国内でも大流行となった新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年(2009年)2月及び平成23年(2011年)9月に抜本的な改定を行ってきました。

一方、道では、これまでも家畜伝染病予防法に基づき、家きん飼育農場に対する鳥インフルエンザの発生防止対策や異常家きん等の早期発見、早期通報などの動物に関する取組を行うほか、「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」に基づき、新型インフルエンザの発生に備えた治療薬の確保などに努めてきました。

また、国において、平成17年(2005年)11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、道としても国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行いました。

さらに、平成21年に道内でも大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)において講じた対策について、弱毒性の新型インフルエンザが発生した場合と強毒性の新型インフルエンザが発生した場合における課題の整理やその改善方向を検討するとともに、今後の新型インフルエンザの発生に備え、国への効果的な対応策の提言を目的として、「北海道新型インフルエンザ対応検証報告書」を策定するなど、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

(3) 斜里町における取組の経緯

特措法が制定されたことに伴い、平成25年3月に「斜里町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定しました。

3 斜里町行動計画の策定

(1) 位置付け

- ・特措法第8条に基づき、斜里町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府計画」という。)及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「道計画」という。)に基づく町行動計画に位置付けられるものです。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示します。

(2) 策定の過程

- 1) 斜里町新型インフルエンザ等対策委員会での検討
 - ・斜里町新型インフルエンザ等対策委員会において感染症の専門家及び学識経験者等から意見を聴取
- 2) 町内各種関係団体から意見を聴取
- 3) パブリックコメントにより町民から意見を聴取

(3) 対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
 - ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- ※ なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考としていることから、町としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示します。
- ・政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて改定する政府行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

II - 1 新型インフルエンザ等の特徴

1 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。また、その発生そのものを阻止することは不可能であります。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられます。

2 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・長期的には多くの町民が罹患します。
- ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまいます。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねません。
- ・したがって、町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

II - 2 対策の目標と戦略

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染拡大防止等により、欠勤者の数を減らします。
- ・道、町、指定地方公共機関ほか関係機関が事業継続計画を策定・実施等により、医療の提供または町民生活・地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

II - 3 町計画における発生段階の取扱い

1 考え方

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応

方針を定めておく必要があります。

- ・町の各発生段階は、5つの発生段階に分類します。
- ・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定されます。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、町内における発生段階、及びその移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとします。
- ・なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

2 発生段階

段階	状態						
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態						
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態						
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ●国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ●各都道府県においては、次のいずれかの発生段階 <table border="1"> <tr> <td>地域未発生期</td> <td>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</td> </tr> <tr> <td>地域発生早期</td> <td>各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td> </tr> </table> 	地域未発生期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	地域発生早期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
地域未発生期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態						
地域発生早期	各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態						
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ●国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ●各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <table border="1"> <tr> <td>地域未発生期</td> <td>町で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</td> </tr> <tr> <td>地域発生早期</td> <td>町で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td> </tr> <tr> <td>地域感染期</td> <td>町で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td> </tr> </table> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>	地域未発生期	町で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	地域発生早期	町で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	地域感染期	町で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
地域未発生期	町で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態						
地域発生早期	町で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態						
地域感染期	町で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態						
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態						

II-4 対策の基本的考え方

1 柔軟な対応

- ・一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負います。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。
- ・また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意します。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定されます。そして、道ではそれらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策が決定されます。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定します。
- ・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策が実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られしだい、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。道においては、それらを踏まえた対策の見直しを行うこととしています。町としては、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行います。
- ・事態によっては、政府対策本部及び道対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行います。

2 発生段階に応じた対応

段階	対応
未発生期	水際対策への協力、医療体制の整備、速やかに予防接種ができる体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none">・直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。・町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能ですが、道等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせます。
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目標とした各般の対策を講じます。・国・道が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。・また、病原性に応じて、国・道が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力します。
国内感染期	<ul style="list-style-type: none">・国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行います。・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要です。
- ・事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

4 町民一人一人による感染拡大防止策

- ・事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

II-5 対策実施上の留意点

1 国、道等との連携協力

- ・国、道、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

2 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。
- ・医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本としします。

3 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。
- ・しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- ・町対策本部は、政府対策本部、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

5 記録の作成・保存

- ・町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

II - 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 被害想定のお考え方

- ・ 新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。
- ・ しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。
- ・ 政府行動計画では、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととします。
- ・ さらに、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしています。

2 感染規模の想定

- ・ 現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、斜里町では次のように想定されます。

(1) 医療機関を受診する患者数（全人口の25%がり患する場合）

- ・ 約 1,267人（人口比 10.2%）～ 約 2,423人（人口比 19.5%）と推計。

(2) 入院患者数及び死亡者数（患者数約2,423人の場合）

- 1) 中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率 0.53%）の場合
 - ・ 入院患者数：上限約 50人（人口比 0.4%）
 - ・ 死亡者数：上限約 12人（人口比 0.1%）
- 1) 重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率 2.0%）の場合
 - ・ 入院患者数：上限約 199人（人口比 1.6%）
 - ・ 死亡者数：上限約 62人（人口比 0.5%）

(3) 入院患者の発生分布（全人口の25%がり患し、流行が8週間続く場合）

- 1) 中等度の場合
 - ・ 1日当たりの最大入院患者数は12人（流行発生から5週目。人口比 0.1%）

2) 重度の場合

- ・ 1 日当たりの最大入院患者数は37人（人口比 0.3%）

3 社会への影響に関する想定

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、次のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・ 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。
- ・ り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- ・ り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

II-7 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

1 国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- ・ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

2 道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断に努めます。

3 町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとします。

4 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。
- ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

5 指定地方公共機関の役割

- ・ 特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

6 登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、特措法第28条に規定する「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であり、特措法第28条に規

定する特定接種の対象となります。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

7 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められます。
- ・ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

8 町民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

II - 8 行動計画の主要6項目

- ・ 本行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に合わせ、発生段階ごとに、6つの分野 [(1)実施体制、(2)情報収集、情報提供・共有、(3)まん延防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)町民生活・地域経済の安定]により対策を進めます。
- ・ 各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

1 実施体制

(1) 考え方

- ・ 全町的な危機管理の問題として取り組みます。
- ・ 国、道、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行います。

(2) 全庁的、全町的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。
- ・関係部局等においては、道や事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

(3) 町新型インフルエンザ等対策本部（対策本部）

- ・政府新型インフルエンザ等対策本部（本部長：内閣総理大臣）、及び、北海道新型インフルエンザ等対策本部（本部長：北海道知事）の設置に併せ、斜里町新型インフルエンザ等対策本部（本部長：斜里町長）を設置し、庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進し、町民の健康被害を防止及び社会機能維持を図ります。
- ・国において、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときには、町としても必要な措置を講ずることとします。
- ・新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとします。

2 情報収集、情報提供・共有

(1) 目標

- ・町は、政府行動計画及び北海道行動計画に基づくサーベイランスについて必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとし、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報を地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てます。
- ・国及び道が実施する鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスにより把握された動物の間での発生の動向についてのデータを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用していく。
- ・危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、情報を共有していることが重要です。
- ・一方向性の情報だけでなく、情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

(2) 情報提供手段の確保

- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えら

れるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

(3) 発生前における情報提供

- ・発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。
- ・学校は、集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供していくことが必要です。
- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

(4) 発生時における情報提供

1) 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。
- ・町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。
- ・媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等を活用します。

2) 町民の情報収集の利便性向上

- ・政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、町としても町民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

(5) 情報提供体制

- ・ 政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとしており、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有するとしており、また、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとしています。町としても、国の情報発信に協力するとともに、国が行う情報提供に合わせ、町民に対し、適切な情報提供に努めます。
- ・ 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

3 まん延防止

(1) 目標

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保することにつながります。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めます。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせています。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(2) 主なまん延防止対策

1) 個人における対策

- ・ 道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促し、また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

2) 地域・職場における対策

- ・道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。
- ・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

3) その他

- ・海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

4 予防接種

(1) ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。
- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、政府行動計画では新型インフルエンザに限って記載しています。
- ・政府行動計画では、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することとしており、町としては、こうした研究動向を見極めながら適切に対応していきます。

(2) 特定接種

1) 特定接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

2) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に

限る。)

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

3) 対象となり得る者の基準

- ・ 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりません。
- ・ 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。
- ・ 指定公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されます。

4) 基本的な接種順

- ・ 特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることを基本としています。
 - ① 医療関係者
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - ④ それ以外の事業者

5) 柔軟な対応

- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。
- ・ 町としては、国が決定した事項を把握するとともに、国や道と連携し、町職員に対して接種を行います。

6) 接種体制

① 実施主体

① - 1 国によるもの

- ・ 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

① - 2 道

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

① - 3 町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

② 接種方法

- ・原則として集団的接種。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされています。

(3) 住民接種

1) 種類

① 臨時の予防接種

- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種として行われます。

② 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれます。

2) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類しますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応します。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

3) 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

① 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

① - 1 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

- ・①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順
- ① - 2 **高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順
- ① - 3 **小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
- ② **我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方**
- ② - 1 **成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- ② - 2 **高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
- ③ **重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方**
- ③ - 1 **成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順
- ③ - 2 **高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合**
 - ・高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

4) 接種体制

- ・町が実施主体となります。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種が円滑に行えるよう道と連携し接種体制の構築を図ることとします。

(4) 留意点

- ・「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し決定することとされており、町としても、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療関係者に対する要請

- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行います。

5 医療

(1) 医療の目標

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目標を達成する上で、不可欠な要素です。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

(2) 発生時における医療体制の維持・確保について

国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療が行われますが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

(3) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、北海道知

事から医療を行うよう要請等が行われます。国と道が連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費が弁償されます。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償が行われます。

6 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。
- ・ 政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、町としても十分な事前準備が図られるよう努めます。

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目標、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき策定した「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、必要に応じて「マニュアル」等に定めることとします。

Ⅲ - 1 未発生期

1 概要

(1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

(2) 目標

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。

(3) 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

2 実施体制

(1) 町行動計画の策定

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

(2) 体制の整備及び国・道との連携強化

- ・ 町は、取組体制を整備・強化するために、「斜里町新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組み等を通じ、初動対応体制の確立や発生時に備えた「業務継続計画」等は、道、近隣市町村並びに関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
- ・ 町は、国または道の支援を得ながら、自衛隊、警察、消防機関等との連携を進めます。

3 情報収集、情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・町は、道、医療機関等の協力を得て、早期対応に役立てるため、個別症例について、症状や治療経過、集団発生状況等の情報の収集に努めます。

(2) 情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、道と連携しながら、継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

(3) 体制整備等

- ・町は、発生前から、一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を整備するとともに、国及び道が発信する情報を入手することに努めます。また、関係部局間において情報を共有する体制を整えます。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めます。

4 まん延防止

(1) 感染対策の実施

- ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。

5 予防接種

(1) 特定接種

- ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施します。
- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員については、町が実施主体として接種を実施します。
- ・町は、国及び道が実施する登録事業者に対する登録作業に係る周知等及び登録業務について、協力します。

(2) 住民に対する予防接種

- ・町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。

- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

(3) 情報提供

- ・政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図るとしており、町としても、町民に対し、必要な情報提供に努めます。

6 医療

(1) 医療資器材の整備

- ・町は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の備蓄・整備に努めます。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

- ・町は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携して要援護者の把握とその具体的手続き等を決めておきます。

(2) 火葬能力等の把握

- ・町は、道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討をする際、連携します。また、道が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する際に連携します。

(3) 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備の整備に努めます。

Ⅲ - 2 海外発生期

1 概要

(1) 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生源・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(2) 目標

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・国内及び道内発生に備えて体制の整備を行います。

(3) 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- ・対策の判断に役立つため、道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。

2 実施体制

(1) 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ「斜里町新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。

3 情報収集、情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や道を通じ必要な情報収集に努めます。
- ① 病原体に関する情報
 - ② 疫学情報（症状、症例定期、致命率等）
 - ③ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2) 情報提供

- ・町は、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、国及び道が発信する情報を入手し、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起するよう努めます。

(3) 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。

(4) 相談窓口の設置

- ・町は、国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討します。

4 まん延防止

(1) 感染対策の実施

- ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

(2) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- ・町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、必要に応じて関係機関との連携強化に努めます。

5 予防接種

(1) 特定接種の実施

- ・政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。
- ・町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

(2) 特定接種の広報・相談

- ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

(3) 住民接種

- ・政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始するとしています。
- ・町は、国と連携して接種体制の準備を行います。

6 医療

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・町は、国や道から新型インフルエンザ等の症例定義について通知があった場合は、関係機関に周知します。

(2) 医療機関等への情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び道からの情報等を、医療機関及び医療受持者に迅速に提供します。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

(2) 遺体の火葬・安置

- ・町は、国から道を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する」旨の要請を受けたときは、これに対応します。

Ⅲ - 3 国内発生早期

1 概要

(1) 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

(地域未発生期)

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(2) 目標

- ・感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適せつな医療を提供します。
- ・感染拡大に備えて体制の整備を行います。

(3) 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行います。
- ・国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるたえ、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

2 実施体制

(1) 実施体制

- ・町は、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合、速やかに「斜里町新型イン

フルエンザ等対策本部」等を設置します。

3 情報収集、情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や道を通じ引き続き必要な情報収集に努めます。
 - ① 原体に関する情報
 - ② 学情報（症状、症例定期、致命率等）
 - ③ 療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2) 情報提供

- ・町は、道内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。

(3) 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。
- ・町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ等の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

(4) 相談窓口の設置

- ・町は、国からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版の配布を受け、相談対応に活用します。

4 まん延防止

(1) 感染拡大防止策

- ・町は、患者数が少ない段階で、感染拡大を抑制しその後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、次の対策を実施します。
 - 1) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。
 - 2) 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を促します。

5 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、可能になりしだい、関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始します。
- ・町は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健所・保健センター・学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行います。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。
 - 1) 住民に対する予防接種の実施
 - ・町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。
 - 2) 住民接種の広報・相談
 - ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には混乱等が予想されます。このことから、広報に当たっては、次のように留意します。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えます。
 - ③ 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えます。
- ・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行います。

6 医療

(1) 医療機関等への情報提供

- ・町は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び道からの情報等を、医療機関及び医療受持者に迅速に提供します。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・町は、計画に基づき、要援護者対策を実します。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、町は、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前

に立てた計画に基づき、要援護者に対する食料品・生活必需品の確保、配分・配布等を行います。

(2) 火葬能力等の把握

- ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。
- ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

1) 水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

2) 生活関連物資等の価格の安定等

町及び道は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

Ⅲ - 4 国内感染期

1 概要

(1) 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。
 - (地域未発生期)
 - ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
 - (地域発生早期)
 - ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - (地域感染期)
 - ・道内で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

(2) 目標

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

(3) 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

2 実施体制

(1) 緊急事態宣言 がされている場合の措置

- ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置します。
- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、道と協議しながら特措法の規定に基づく北海道知事による代行、北海道または他の市町村による応援等の措置を行うこととします。

3 情報収集、情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・町は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き国や道等を通じ必要な情報収集に努めます。

(2) 情報提供

- ・町は、道内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、できる限りリアルタイムで町民に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。
- ・町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ・町は、引き続き、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ等の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

(3) 情報共有

- ・町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

(4) 相談窓口の継続

- ・町は、国等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を継続します。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、相談対応に活用します。

4 まん延防止

(1) まん延防止策

- ・町は、町民、事業所等に対して以下の対策を実施します。
 - 1) 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を実施する様強く促します。
 - 2) 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

5 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進めます。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

1) 住民に対する予防接種の実施

- ・町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

2) 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には混乱等が予想されます。このことから、広報に当たっては、次のような点に留意します。

- ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに分かりやすく伝えます。
 - ③ 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えます。
- ・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行います。

6 医療

(1) 医療機関等への情報提供

- ・町は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び道からの情報等を、医療機関及び医療受持者に迅速に提供します。

(2) 診療体制の確保と町民への周知

- ・町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を医師会と連携しながら調整し確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして町民への周知を図ります。

(3) 在宅で療養する患者への支援

- ・町は、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対

策を行います。

- 1) 町は、国と連携し、町内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供するよう努めます。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ・町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

(2) 遺体の火葬・安置

- ・町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し円滑な火葬が実施できるよう努めます。
- ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- ・町は、道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

1) 水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調

査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

- ・また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・さらに、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適切な措置を講じます。

③要援護者対策

- ・町は、国からの要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施します。

Ⅲ - 5 小康期

1 概要

(1) 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

(2) 目標

- ・ 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

(3) 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

2 実施体制

(1) 対策本部の廃止

- ・ 町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、速やかに対策本部を廃止します。

(2) 対策の評価・見直し

- ・ 町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直し、北海道行動計画の見直しを踏まえ、行動計画等の見直しを行います。

3 情報収集、情報提供・共有

(1) 情報収集

- ・ 町は、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・ 町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、国や道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

(2) 情報共有

- ・ 町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

(3) 相談窓口の体制の縮小

- ・ 町は、国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

4 まん延防止

- ・町は、流行の経過を踏まえ、第二派に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努めます。

5 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・町は、流行の第二派に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進めます。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び道と連携し、流行の第二派に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。

6 医療

(1) 医療体制

- ・町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国及び道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・町は、国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

(別添)

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

1 特定接種の登録事業者

(1) 医療分野

(1)－1：新型インフルエンザ等医療型、(1)－2：重大・緊急医療型)

(2) 国民生活・国民経済安定分野

(2)－1：介護・福祉型、(2)－2：指定公共機関型、(2)－3：指定公共機関同類型、(2)－4：社会インフラ型、(2)－5：その他)

2 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照願います。

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

本行動計画の関連事項として北海道による対策の概要を示すこととします。

1 実施体制

(1) 体制強化

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。（保健福祉部、関係部局）

- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。（保健福祉部、関係部局）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。（保健福祉部）

3 情報提供・共有

- (1) 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場

合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

- (2) 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

4 予防・まん延防止

(1) 人への鳥インフルエンザの感染対策

1) 水際対策

- ・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。（保健福祉部）
- ・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。（保健福祉部）

2) 疫学調査、感染対策

- ・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。（保健福祉部）
- ・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。（保健福祉部）
- ・道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。（保健福祉部）

3) 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。（関係部局）

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。（農政部）
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。（関係部局）
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。（警察本部）

5 医療

(1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。（保健福祉部）

- ・ 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。（保健福祉部）
- ・ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。（保健福祉部）

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。（保健福祉部）
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。（保健福祉部）

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマ

スク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。